鳥取市特別会計条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成３０年１２月２８日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第５６号

鳥取市特別会計条例の一部を改正する等の条例

（鳥取市特別会計条例の一部改正）

第１条　鳥取市特別会計条例（昭和３９年鳥取市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第１７号までを１号ずつ繰り上げる。

（鳥取市駐車場事業基金条例の廃止）

第２条　鳥取市駐車場事業基金条例（平成１７年鳥取市条例第９号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。